



報道関係者 各位

令和元年8月21日発表

【照会先】

三重労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 奥野 裕子

助成金係長 水谷 美絵

電話 059-226-2318

## 最賃引上げ支援キャンペーンの実施について

～三重労働局・三重県社会保険労務士会・  
三重働き方改革推進支援センターが連携・協力して実施します～

この度、三重労働局（局長 下角 圭司）は、三重県社会保険労務士会（会長 若林 正清）と三重働き方改革推進支援センター（センター長 大橋 真由美）の三者で連携・協力し、「最賃引上げ支援キャンペーン」として、中小企業・小規模事業者の事業運営を支援するための各種取り組みを、三重県最低賃金が引上げられるまでの期間、集中的に実施します。

記

- 1 期間 令和元年8月22日（木）～9月30日（月）
- 2 実施者 三重労働局（津市島崎町 327-2 電話 059-226-2318）  
三重県社会保険労務士会（津市島崎町 255 番地 電話 059-228-4994）  
三重働き方改革推進支援センター（鈴鹿市郡山町 663-222 電話 059-372-3994）
- 3 目的 三重県最低賃金の引上げに向けて（令和元年10月1日から873円に引上げ予定）、最低賃金引上げまでの期間に、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等の支援について集中的に周知・広報し、個別相談や助成金の活用につなげることで、最低賃金の引上げを実効的なものとする。
- 4 具体的な（1）三重労働局は、  
支援策 ○業務改善助成金（事業場内最低賃金の引上げを助成）の活用促進を図る（資料1）  
○8月30日（金）に、「業務改善助成金」特別相談会を、三重働き方改革推進支援センターと共催で開催する（資料2）  
○最賃引上げ支援キャンペーン特別相談窓口を開設する（資料3）  
（2）三重県社会保険労務士会は、会員の社会保険労務士を通じて、顧客企業へキャンペーンの内容を周知し、助成金の活用等必要に応じた賃金引上げの支援を行う。  
（3）三重働き方改革推進支援センターは、三重労働局の特別相談窓口等と連携し、企業への出張相談等により、生産性向上による賃金の引上げ等の手法に関する個別相談を実施する。  
以上

※なお、本資料は、三重県政記者クラブに配付しております。